第九章　電子商取引

第九・一条　一般規定

1　両締約国は、電子商取引によって経済的な成長及び機会がもたらされることを認識し、また、電子商取引の利用及び発展に対する不必要な障害を回避することの重要性を認識する。

2　この章は、電子商取引の利用に対する信用及び信頼の環境を醸成することに寄与すること、両締約国間における電子商取引を促進すること並びに世界的に電子商取引の一層広範な利用を促進することを目的とする。

3　両締約国は、電子商取引における技術的中立性の原則を認識する。

4　この章の規定と第二章、第七章、次章又は第十二章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、この章以外の章の規定が優先する。

第九・二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「デジタル・プロダクト」とは、コンピュータ・プログラム、文字列、ビデオ、映像、録音物その他のものであってデジタル式に符号化されたもの（キャリアメディアに固定されるものであるか電子的に送信されるものであるかを問わない。）をいう。

(b)　「電子証明書」とは、利用者が電子署名を行ったことを確認するために用いられる物が、当該利用者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。

(c)　「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報についてとられる措置であって、次の(i)及び(ii)の要件を満たすものをいう。

(i)　当該情報が当該措置をとった者により承認されていることを示す措置であること。

(ii)　当該情報が改変されていないことを確認する措置であること。

(d)　「貿易実務に係る文書」とは、締約国が発行し、又は管理する様式であって、物品の輸入又は輸出に関連して、輸入者若しくは輸出者により、又はこれらの者のために作成される必要があるものをいう。

第九・三条　関税

各締約国は、両締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという慣行を維持する。

第九・四条　デジタル・プロダクトの無差別待遇

1　一方の締約国は、次の措置を採用し、又は維持してはならない。

(a)　他方の締約国のデジタル・プロダクトに対し、自国の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与える措置

(b)　他方の締約国のデジタル・プロダクトに対し、第三国の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与える措置

2　1の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　政府調達

(b)　締約国又は公的企業が交付する補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

(c)　第七・四条2の規定に基づいて締約国が維持する措置

(d)　第七・三条及び第七・五条の規定の範囲内で締約国が採用し、又は維持する措置であって、次のいずれかに該当するもの

(i)　附属書六に定める当該締約国の特定の約束に係る表において約束していない分野に関する措置

(ii)　附属書六に定める当該締約国の特定の約束に係る表において合意され、及び特定される条件及び制限に反しない措置

(e)　第十・八条の規定に基づいて締約国が採用し、又は維持する適合しない措置

3　一方の締約国は、1の規定に基づく自国の義務を履行するに当たり、必要な場合には、デジタル・プロダクトが自国、他方の締約国又は第三国のいずれのデジタル・プロダクトであるかを誠実に決定する。そのような決定は、透明性のある、客観的、合理的かつ公正な態様で行う。

4　一方の締約国は、1の規定に基づく自国の義務を履行するに当たりデジタル・プロダクトの原産地を決定する場合において、他方の締約国の要請があるときは、当該デジタル・プロダクトの原産地を決定するための方法について説明する。

5　両締約国は、デジタル・プロダクトの原産地を決定するための基準をこの協定に組み入れることを検討することを目的として当該基準の作成を促進するため、国際機関及び国際的な場において協力する。

第九・五条　電子署名

1　いずれの締約国も、電子署名を規制する措置であって次のものを採用し、又は維持してはならない。

(a)　電子的な取引の当事者が当該取引のための適切な電子署名の方式を相互に決定することを禁止する措置

(b)　電子的な取引の当事者に対し当該取引が法的な要件を満たしていることを裁判所において証明する機会を与えることを妨げる措置

2　1の規定にかかわらず、各締約国は、電子的な取引の特定の種類について、電子署名が特定の実施基準を満たすこと又は自国の国内法令に従って認定され、若しくは承認された認証サービスの提供者によって発行される特定の電子証明書に基づくものであることを要求することができる。ただし、次の要件を満たすことを条件とする。

(a)　その要求が、正当な政策目的に資するものであること。

(b)　その要求が、(a)に規定する目的の達成に実質的に関連するものであること。

第九・六条　消費者の保護

1　両締約国は、電子商取引のための透明性のある、かつ、効果的な措置であって、消費者の保護に関するもの及び消費者の信頼の向上に資する措置を採用し、及び維持する重要性を認識する。

2　両締約国は、消費者の保護を促進するため、電子商取引に関連する活動に関し、消費者の保護について責任を有するそれぞれの権限のある当局の間における協力の重要性を認識する。

3　両締約国は、それぞれ自国の国内法令に従い、電子商取引の利用者の個人情報を保護するための措置を採用し、又は維持する。

第九・七条　要求されていない商業上の電子メール

各締約国は、宣伝を目的とする要求されていない商業上の電子メールを規制するために適切かつ必要な措置をとるよう努める。

第九・八条　貿易実務に係る文書の電子化

1　各締約国は、貿易実務に係る文書の全てについて、公衆による電子的な形式での利用を可能なものとするよう努める。

2　各締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書について、当該文書が書面により提出された場合と法的に同等なものとして受理するよう努める。

3　両締約国は、電子的に提出される貿易実務に係る文書の受理を促進するため、二国間で、及び国際的な場において協力する。

第九・九条　国内規制

各締約国は、電子商取引に影響を及ぼす自国の全ての措置が、透明性のある、客観的、合理的かつ公平な態様で実施され、及び正当な政策目的を実現するために必要な水準以上に大きな負担とならないことを確保する。

第九・十条　コンピュータ関連設備の所在地に関する要求の禁止

1　いずれの一方の締約国も、次に掲げるものが自国の区域内における事業を遂行するための条件として、当該区域内に所在するコンピュータ関連設備を利用し、又は当該区域内にコンピュータ関連設備を設置することを要求してはならない。

(a)　他方の締約国のサービス提供者

(b)　他方の締約国の投資家

(c)　当該一方の締約国の区域内における他方の締約国の投資家の投資財産